

平成三十年第一回定例会二月議会一般質問

二月二十一日(水)

みらい 土谷 議員

一 ツキノワグマの被害対策について

生活環境部

1 生息数について

2 県の組織体制について

3 猟友会員の狩猟技術訓練について

4 クマと人間社会との棲み分けについて

二 秋田県の自然環境について

〃

三 その他

質 問 要 旨

一 ツキノワグマの被害対策について

1 生息数について

答 弁

ツキノワグマは、西日本などにおいて、絶滅のおそれのある地域個体群に選定されていることなどから、各地域の生息数を把握して、適切な保護管理を行う必要があるとされております。

本県においては、絶滅危惧種に選定されていないものの、種の保存の観点から、推定生息数に基づき、個体数管理を行っているところであります。

一方、今年度、九年振りに行った狩猟自粛の解除については、最近の人身被害や人里への大量出没を踏まえ、環境省が示している地域個体群の維持水準である八〇〇頭を下回らないよう頭数管理を行った上で、里山を主体に捕獲圧を加えるため、専門家からの意見を伺い実施したものであります。

こうした保護管理に必要な生息数の調査については、毎年、四月から五月にかけて地元猟友会の会員が奥山に入って、クマの個体数や足跡^{あしあと}、糞^{ふん}などを目

視により確認して推計する方法で実施しておりますが、クマが人間の気配に敏感なため、この方法による精度には限界があり、今年度からカメラを設置して撮影するカメラトラップ法も併せて導入しているところでもあります。

カメラトラップ法による調査は、県立大学でのカメラの設置・回収や調査結果の専門的な解析に時間を要することから、全県域を単年度で実施することはできないものの、今年度の調査や目視調査の結果を踏まえた一定の推定生息数については、専門家の意見を踏まえながら、来月には公表したいと考えております。

また、来年度の目視調査については、生息域の実態に合わせたものにするため、猟友会等の意見も伺いながら、対象エリアを見直し、目撃情報が多くなっている里山周辺まで拡大することにしております。

クマは、一般的に行動範囲が一〇キロメートル四方と広いため、頭数の確認は難しいものの、その生息に精通した猟友会の協力のもと、捕獲したクマの大きさや性別、推定年齢などの個体情報も参考にしながら、引き続き、生息数の把握に努めてまいります。

質 問 要 旨

一

2 県の組織体制について

答 弁

国では、クマを含む野生鳥獣行政について、環境省が鳥獣保護管理法に基づき、狩猟や個体数調整、生息環境管理、被害防除等の保護管理対策を総合的に行っております。

また、農林水産業に係る野生鳥獣被害対策については、農林水産省が鳥獣被害防止特措法に基づき、環境省と連携を図りながら、効果的に推進しております。

県は、こうした国の所管に合わせて、野生鳥獣の保護管理行政全般については生活環境部が、農林被害防止対策については農林水産部が、それぞれ主体となり、役割分担しながら各種施策や市町村等への情報提供などを行っております。

また、両部の施策を踏まえ、地域振興局農林部では、有害鳥獣の捕獲許可や狩猟者登録のほか、市町村や猟友会等による緊急対策会議の開催など、現場

における取組を担っております。

こうした役割分担を基本としながらも、人身被害が発生した場合などにおいては、関係機関が直ちに警察と連携して、住民に対し注意を喚起するとともに、被害の拡大防止を図るため、パトロールの強化や検問などを行っております。

今後も、関係機関が連携を密にして、出没情報や捕獲したクマの個人情報等を共有しながら、被害防止対策に取り組んでまいります。

質 問 要 旨

一

3 猟友会員の狩猟技術訓練について

答 弁

近年のクマによる人身被害や農林業被害に加え、目撃が急増しているイノシシ、ニホンジカによる被害を未然に防止することは、本県にとって喫緊の課題となっております。

とりわけ、野生動物の捕獲を担う狩猟者の確保は重要であり、狩猟の魅力を伝えるフォーラムや、狩猟免許取得支援のほか、初心者を対象に行う共同捕獲に関する現地での実習などの取組を進めてまいりました。

また、猟銃所持者には、目の前で動く物体が標的であるか否かを瞬時に判別し、捕獲する能力が求められており、新規狩猟者等の捕獲技術の維持向上を図るため、標的が前方から放出されるトラップと、側面から放出されるスキートの射場しゃじょうにおける射撃訓練も必要不可欠であると考えております。

このため、県では、猟友会から再開を要望されて

いる県立総合射撃場のクレー射撃場を、スポーツ施設から狩猟技術訓練の場に転用することについて、地元と調整を図りながら、検討してまいりました。

これについては、先般、地元の皆様から、一定のご理解をいただいたところではありますが、今後とも、協議を十分に重ねながら、平成三十二年度の開場に向けて、地質調査や鉛処理対策を含めた実施設計等を進めてまいりたいと考えております。

新たな狩猟者の育成には、一定の期間を要するところから、引き続き、ソフト・ハード両面の施策の充実を図りながら、野生鳥獣捕獲の担い手の確保に積極的に取り組んでまいります。

質 問 要 旨

一

4 クマと人間社会との棲み分けについて

答 弁

近年、集落周辺等においても、クマの目撃や被害の発生があり、これらを未然に防止するためには、人間が住んでいる領域にクマを侵入させないことが重要であります。

このため、来年度から、クマの出没の多い集落等において、地域をクマの生息域と人間の生活圏に分けて、住民等が被害防止対策に取り組むゾーニング管理を導入することにしております。

導入に当たっては、市町村と集落等の住民が実施計画を策定し、地域で役割分担しながら、防除対策等を進めることとしており、県としましても、住民の意識の啓発を図るとともに、鳥獣被害対策の専門家を派遣し、より効果のある被害防止活動となるよう支援してまいります。

また、犬の活用については、人口減少、少子高齢化が進む中で、訓練や運動の必要な大型犬の飼養が

現実的に困難になってきております。

このような中で、他県において、歴史的な別荘地域を守るため、高度に訓練した犬による追い払い事例があると伺っておりますので、専門家の助言等を受けながら研究してまいります。

クマは、本来奥山を中心に生息している野生動物であり、人間の生活圏への出没を抑制することが被害防止につながることから、住民等による地域を挙げたクマと人間の棲み分け等の取組を促進してまいります。

質 問 要 旨

二 秋田県の自然環境について

答 弁

世界遺産の白神山地をはじめ、雄大で美しい自然を擁する本県では、古来より豊かな水と緑に包まれた悠久の自然と人々の生活が一体となって、魅力ある文化や風土が形づくられてきました。

こうした豊かな自然は、県民生活の基盤となっているとともに、そこに住む人や訪れる人の心を癒やし、農林水産業や観光、人づくりなどの様々な分野においても、本県の発展を支える貴重な財産であり、全国に誇りうるものであると考えております。

しかしながら、社会・経済システムの進展に伴い、より利便性の高い暮らしを望む中で、住民からの開発要望に応える必要もあり、自然環境の保全と開発とのバランスを取ることが重要となっております。

地球全体で見れば、砂漠化や温暖化などの影響も顕著になってきていることから、私も、持続可能な自然環境を維持する必要性を強く感じているところであります。

このような中で、本県においては、比較的良好な環境が保たれており、かけがえのない自然環境を守り、未来に引き継ぐことは、今を生きる私たちの責務であることから、第二次秋田県環境基本計画に基づき、多様な生物が生息できる自然環境の保全や、次代を担う青少年に対する環境教育の充実に加え、環境への負荷の少ない循環型社会の構築などの取組も推進しているところであります。

豊かな自然に育まれた農村や、地域に根付いた多様な文化など、秋田の原点を守りながらも、県民の誰もが、一人ひとり素養を磨き、豊かな心でお互いを慈しみ合いながら、新たな産業や文化の創造にチャレンジする姿が、私の思い描く秋田の未来、「高質な田舎」であります。

こうした思いを込めながら策定する第3期ふるさと秋田元気創造プランにおいては、「攻め」と「守り」の両面にわたり各般の施策を推進してまいります。